水処理センター排出水の排水基準表

(川崎市)

					R7. 4. 1 ~
		│ 入 江 崎 一 西系 │ 東系	加瀬	等々力	麻 生
\vdash	カドミウム及びその化合物		0. 03	0. 03	0. 03
	シ ア ン 化 合 物		1	1	1
	有 機 燐 化 合 物		0. 2	0. 2	0. 2
	<u>鉛 及 び そ の 化 合 物</u> 六 価 ク ロ ム 化 合 物		0. 1	0. 1	0. 1
	六価クロム化合物	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2
1_	砒素及びその化合物	0. 1	0.1	0.1	0. 1
有	水 銀 及 び ア ル キ ル 水 錐 そ の 他 の 水 銀 化 合 牧		0. 005	0. 005	0. 005
	ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
١.	ポリ塩化ビフェニル		0. 003	0. 003	0. 003
害			0.1	0.1	0. 1
	<u>テトラクロロエチレン</u>		0.1	0.1	0.1
	ジ ク ロ ロ メ タ ン 四 塩 化 炭 素		0. 2	0. 2	0. 2
14/11	四 塩 化 炭 素 1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン		0. 02 0. 04	0. 02 0. 04	0. 02 0. 04
17/	<u> 1, 2 </u>		1	1	0. 0 4 1
	<u> - </u>		0.4	0.4	0.4
	1, 1, 1-		3	3	3
質	1,1,2- トリクロロエタン		0. 06	0.06	0.06
	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02	0. 02	0. 02	0. 02
	チ ウ ラ <i>ム</i>		0. 06	0.06	0. 06
	シマジン		0. 03	0. 03	0.03
	チオベンカルフ		0. 2	0. 2	0. 2
	ベ ン ゼ ン		0.1	0. 1 0. 1	0.1
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	230	0. 1 10	10	0. 1 10
	は 		8	8	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝	100(アンモニア		・ こたもの、亜硝酸t	
	酸化合物及び硝酸化合物	窒素の合計量)	11111111111111111111111111111111111111	DIC GOTT TENIER!	TTXIX O NIIXIT
	1,4- ジ オ キ サ ン	0.5	0.5	0. 5	0. 5
	ダ イ オ キ シ ン 類		10	10	10
	水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
		25	25 (20)	25 (20)	25 (20)
1,	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	* (15) * * 40	* (15) * * 40	* (15)	* (15)
そ	 化	25 (20)	25	25	25
ا		70 (50)	70 (50)	70 (50)	70 (50)
"	浮遊物質量(SS)	* 40	* 40	* 40	* 40
他	ノルマルヘキサン鉱 油 類	5	5	5	5
	抽出物質含有量動植物油脂類	10	10	5	5
の	フ ェ ノ ー ル 類 含 有 量	0.5	0.5	0.5	0.5
	<u>銅</u>	3	3	1	1
項	亜 鉛 含 有 溶 解 性 鉄 含 有	2	2		1
	溶解性致含有量		10	3	3
	溶解性マンガン含有量 クロム含す量	2	2	2	2
		(000)	(800)	(800)	(800)
^	大 腸 菌 数	* 800	* 800	* 800	* 800
lt	室 素 含 有 量	20	30	30	30
		* (10) * (20)	ı	-	-
物	燐 含 有	4	4	4	4
		* (2) -	* (3)	* (2. 2)	* (3)
質	ニッケル及びその化合物	サルナ 冬 卯 し ナハハ			
	色 汚 染 度 排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で				
	¹¹				
	<u>ス</u> 温 度	安人れる水に吴丸 排水の水温は38	<u>を市ひさせるよう</u> 度以下とし、かつ	<u>なものを含んでい</u> 、当該排水を放流	ないこと。 する水域の水温

- 遊
 度
 を10度以上超えないものとする。

 備考1単位は、ダイオキシン類(pg-TEQ/L)、水素イオン濃度(水素指数)、大腸菌数(CFU/ml)、色汚染度(度)、臭気、温度(度)を除き全てmg/Lです。
 - 2 アルキル水銀化合物の「検出されないこと」とは、アルキル水銀化合物が0.0005mg/L未満のことです。
 - 3 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数、燐含有量についての排水基準の () 内は、日間 平均値です。
 - 4 生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数、燐含有量の基準の*印は、下水道法第8条による、公共下水道からの 放流水に係る雨水の影響が少ない時の水質の技術上の基準です。
 - 5 生物化学的酸素要求量の基準の**印は、下水道法第8条による、公共下水道からの放流水に係る雨水の影響が大きい時の平均水質(時間的及び空間的)の技術上の基準です。
 - 6 排水基準の法令上の根拠は、次の各色により表中で区別されています。

水質汚濁防止法第3条第1項

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例第2条

川崎市公害防止等生活環境の保全に関 する条例第45条第1項

下水道法第8条(放流水の水質の技術 上の基準)

ダイオキシン類対策特別措置法第8条 第2項第2号